

金融機関における個人情報保護の方策(銀行の例)

個人情報保護法		金融分野における個人情報保護に関するガイドライン		銀行法及び同法施行規則		主要行等向けの総合的な監督指針、預金等受入機関に係る検査マニュアル等	
15条	○利用目的をできる限り特定。 ○相当の関連性を有する範囲内での目的変更。	3条	○本人が合理的に予想できるよう、できる限り目的特定。 ○目的への同意を与信条件としない。個人情報信用機関に情報提供する場合、目的として明示し、同意を取得。 ○社会通念上本人が想定できる範囲内での目的変更、等。	○業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときの、報告・資料の徴収(法24条)、立入検査(法25条)。 ○業務・財産の状況に照らして、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときの、業務改善命令、業務停止等必要な措置(法26条)。		監督指針Ⅲ-3-3-3	(意義) ○個人顧客の情報について、銀行法施行規則、個人情報保護法、ガイドライン、実務指針に基づく適切な取扱い確保のため、管理態勢を確立することが重要。 (主な着眼点) 安全管理・従業者の監督につき、漏洩・滅失・毀損を防止するため、ガイドライン10・11条、実務指針に基づく措置、センシティブ情報を法令等に基づく場合を除き利用しないことを確保するための措置等を講じているか。 (監督手法・対応) ○問題がある場合、報告徴収をし、重大な問題がある場合、業務改善命令等発出するほか、個人顧客の情報については、個人情報保護法に基づき、報告徴収、助言、勧告・命令を行う。
16条	○本人の同意なく、目的達成に必要な範囲を超えた情報取扱いの原則禁止、等。	4条 5条	○同意は原則書面。予め同意書面を用意する場合、個人情報の条項を他と区別し、確認欄にチェックする方法とする、等。	※ ○法令等に違反したときなどの、業務停止、役員解任命令、免許取消し(法27条)。			
17条	○偽り等不正手段による情報取得の禁止。	7条	○不正取得等している第三者から、漏洩情報であることを知った上で、情報を取得することの禁止。	(個人情報保護法32条～34条の、主務大臣による報告徴収、助言、勧告・命令の権限もある)			
18条	○目的の通知・公表・事前の明示、等。	8条	○通知は原則書面とし、公表はHP掲載等。 ○与信の際、目的の記載された書面に確認欄を設け、同意取得、等。				
19条	○データを正確かつ最新の内容に保持。	9条	○目的達成に必要な範囲内での最新・正確性保持、等。			監督方針	4. (1)情報セキュリティ管理の徹底等 顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。こうした観点から、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の適切な整備等に関する取組みを強く促していく。
20条～22条	○漏洩・滅失・毀損防止等の安全管理措置。 ○安全管理のための、従業者、委託者に対する監督。	10条～12条	○情報の取得・利用・保管等の各段階に応じた、「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「技術的安全管理措置」整備。 ※ 安全管理措置等についての実務指針において更に詳細を規定 ○従業者との秘密保持契約等の体制整備等。 ○情報を適切に取扱っている委託先を選定し、委託先での安全管理措置を確保、等。	○内閣府令で定めるところにより、顧客情報の適切な取扱い確保措置の整備義務付け(法12条の2第2項)。 ・安全管理、従業者、委託先に関し、情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置整備義務付け(規13条の6の5)。 ※信用情報機関から提供された顧客の返済能力の情報につき、返済能力調査以外での利用禁止(規13条の6の6)。 ※センシティブ情報を、適切な業務運営確保等以外に利用しないことの確保措置の整備義務付け(規13条の6の7)。			
23条	○本人の同意がない場合の、第三者提供の原則禁止、等。	13条	○個人信用情報機関へ情報提供する場合、当該機関の会員企業を表示するなどして、提供事業者が同意取得、等。	※		検査マニュアル	(顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト) Ⅲ. 個別の問題点【検証ポイント】 各項目において問題点がある場合、経営陣又は管理責任者による態勢の整備状況のいずれに起因したものが検証・確認する、等。 4. ①【顧客情報管理のための組織の整備等】 安全管理、従業者・委託先の監督として、漏洩・滅失・毀損防止のため、ガイドライン10～12条や実務指針に基づく措置が講じられているか。 4. ②【情報共有についての着眼点】 第三者との間で情報共有をする場合、原則書面等の方法により、同意取得する態勢となっているか。
24条～30条	○事業者名称・利用目的等の公表。 ○情報開示・訂正・利用停止等の求めに対する、遅滞ない開示等又は措置を講じない理由の説明、等。	14条～20条	○目的に第三者提供が含まれる場合、その旨記載。 ○求められた措置をとらない理由について、判断の根拠・根拠となる事実等を示して理由を説明。 ○開示等手続を定めた場合、プライバシー・ポリシーと一体として公表、等。				
31条	○苦情の適切かつ迅速な処理(努力義務)。	21条	○苦情処理手順の策定、窓口設置等の必要な体制の整備、等。	○ADR機関の利用又は一定の苦情処理・紛争解決措置義務付け(法12条の3)。		検査基本方針	IV. 検査重点項目 4. (1)①顧客等に関する情報管理の徹底 顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。こうした観点から、顧客等に関する情報管理等に係る内部管理態勢が整備されているか、重点的に検証する。
		22条 23条	○情報漏洩等の場合、監督当局への報告、事実関係・再発防止策等の公表、本人への通知。 ○プライバシー・ポリシーの策定、手続の分かりやすい説明、質問・苦情処理窓口等の公表。				